	M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅷ M ＝ 64.94 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 4）＋δ ｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 4）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.44 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.82 とし、町村にあつては 2.38 とする。 N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅸ N ＝ 43.67 ×｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 6 ＋ 1.23 ｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 6 に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ［略］ z　平成 28 年度から平成 30 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式

	M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅶ M ＝ 64.94 ×｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 4）＋ε ｛（x － w）／ w｝×（1 ／ 4）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅶの符号 ［同左］ ε　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては 1.44 とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては 1.82 とし、町村にあつては 2.38 とする。 N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。） 算式Ⅷ N ＝ 37.95 ×｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 5 ＋ 1.39 ｛（z － y）／ y｝× 1 ／ 5 に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ z　平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［８～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式